

# さいたま市と公益財団法人日本サッカー協会との協定書

さいたま市（以下、甲という。）と公益財団法人日本サッカー協会（以下乙という。）は、連携・協力に関する基本的事項について、次のとおり協定を締結する。

## （目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が、連携のもと相互に協力し、サッカーを通して生涯スポーツの振興とともに地域コミュニティの形成・醸成を図りスポーツを中心としたまちづくりに寄与することを目的とする。

## （連携・協力）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力する

- (1) 教育 生涯スポーツの振興とともに、子どもたちの健全な心身の育成を図る。
- (2) 文化 スポーツと様々な文化・芸術が連携することで、さいたま市独自の文化を育む。
- (3) 環境 スポーツイベントや様々なスポーツ活動と環境負荷低減活動が連携することにより、市民の環境意識を高める。
- (4) 経済・観光 スポーツイベントなどスポーツ関連活動の実施により、地域経済の活性化や観光の振興を図る。
- (5) 健康・福祉 生涯スポーツの振興により、市民の健康の保持増進や福祉の向上を図る。
- (6) 都市計画 スポーツとまちづくりが連携することで、スポーツを行う環境だけでなく、生活環境の向上を図る。

2 前項に基づく具体的な連携・協力の内容は、甲乙協議の上、定めるものとし、必要に応じて協定書、覚書等を取り交わすものとする。

3 乙は、本条第1項に定める事項を効果的に進めるため、甲との協議の上で同事項を乙の関係団体等の第三者に実施させることができる。

## （協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、本協定の締結の日から令和5年3月31日までとする。ただし、期間満了の1か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出がないときは、同一の条件で期間を1年間として自動的に更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の見直し)

第4条 甲又は乙のいずれかから、協定内容の変更を申し出たときは、その都度協議し変更を行うものとする。

(その他)

第5条 この協定に定めのない事項又はこの協定の内容に疑義等が生じたときは、甲乙誠意をもって協議し、これを取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ署名の上、各自その1通を保有する。

令和元年5月20日

甲 埼玉県さいたま市浦和区常盤6丁目4番4号

さいたま市

さいたま市長

清野友人

乙 東京都文京区本郷3丁目10番15号JFAハウス

公益財団法人日本サッカー協会

会長

中野泰三



さいたま市